

平成 26 年 5 月 13 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業の御案内

日頃は労働安全衛生行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、そのピークは平成 40 年頃となることが見込まれており、解体作業等に従事する労働者や近隣住民の石綿ばく露を防止することは、極めて重要な課題となっています。そのため、厚生労働省においては、平成 17 年に石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）を制定し、その後も同規則を改正し、労働者の石綿ばく露防止対策の充実を図っているところですが、石綿が漏洩する事案が散見されている状況にあることから、平成 26 年 3 月に石綿則を改正（平成 26 年 6 月 1 日施行）し、又同日「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を見直し、新たに「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（以下「技術上の指針」という。）を策定し、公表したところです。

今般、これら石綿則や技術上の指針等を広く周知、御理解いただくため、別添パンフレットのとおりに、無料の講習会事業（受託業者：日本水処理工業株式会社）を行うこととしました。

つきましては、貴会の支部等関係機関等に周知方御協力をお願いします。

（パンフレット掲載場所）

<http://asbestos.jp/h26/>